

会 報 新 う ご き

編集・校正・発行 (社) 志太建築士会 〒426-0061 静岡県藤枝市田沼2丁目9-20 Tel 054-637-9804
 ブログ <http://sidaken.eshizuoka.jp/> E-メールアドレス sida-ken@sky.tnc.ne.jp

令和4年度静岡県・島田市・牧之原市・吉田町・川根本町

総合防災訓練 参加

2022年9月12日

令和4年度静岡県・島田市・牧之原市・吉田町・川根本町
 総合防災訓練 に参加してきました。

9月4日(日) 午前8:30 訓練開始

参加者10名 内士会会員8名

第一中学校体育館(指定避難所)



避難所開設訓練



中溝町住宅移動し、2名一組にて被害家屋の
 応急危険度判定訓練を行いました。



前回訓練から数年が経っていましたが、判定士手帳を
 手掛かりにスムーズに判定が出来ていました。



地震災害時の備えとして、これからも続けていく
 必要がある訓練内容でした。



投稿：佐野

静岡県盛り土条例

2022年9月14日

今朝の静岡新聞朝刊に「盛り土条例改正へ」という記事が載っていました。

今年の7月に施行された条例を早々改正の検討？

先日、寺尾会長と県の担当者と話す機会があり、今日時点で許可の下りた案件ありますか？と聞いたがありません」という答えでした

それはそうです、許可が通るような条例でないからです。ざっくり言ってこんな大雑把な乱暴な条例は到底受け入れられません。

まず、盛り土の定義ですが『盛り土、埋め立てその他の土地への土砂等の堆積をいう。』となっています。

急傾斜地でも平地でも盛り土を1,000㎡以上または、1,000立法以上（盛り土高は、30cm以上が対象 笑）行う場合は許可が必要という条例です。

（国、地方公共団体がおこなう行為は許可不要という訳のわからない但し書きあり 笑）さらに、開発行為の許可を必要とする行為にさらに、この盛り土条例がのしかかる二重規制になります。

さらにさらに工事が長期にわたる場合は、事前調査、許可後、定期検査（6か月に一度）完了時に土壌等の汚染の把握を専門機関に依頼した29項目の土壌調査が必要となります。

普通最低3回必要となり事前50万中間185万完了185万（業者見積）という天文学的な予算が必要です。

もちろん熱海の災害を繰り返すことは阻止しなくてはなりません、半年もたたずに改正を検討するような条例を作った県にも反省してもらいたいものです。悪徳業者を取り締まれないのに、難題を民間に押し付けるような姿勢も考えものです。

このままでは、宅地造成も難しくなり、残土処理の単価は、以前1立法㎡1,000程度の処分価格が今や2万でも3万でもという状況です。

物価上昇のこの時期にさらに余分な経費が掛かるような要因をつくる行政によく全体を見ていただきたいと思います。今度の県の説明会でよく話を聞いてみたいものです。

中澤

静岡県盛り土条例説明会開催

2022年9月28日

本日、盛り土条例説明会を無事開催致しました。

行政書士会様・宅建協会様の参加もあり、78名の参加となりました。準備・撤収にご協力頂きました皆様、ありがとうございました。



コロナの状況を日々気にしながらでしたが、何とか開催出来ました。本日の資料が数部残っていますので、必要な方は事務局までお送りください。

また、無くなり次第印刷しますので、事前に事務局に確認をお願いいたします。

寺尾